

島根県立大学別科履修規程

平成 27 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 123 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学別科学則（以下「学則」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第 2 条 学生は、毎学期の始めの指定の期日までに、その学期に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録は、原則として学内情報ネットワークシステムにより行うものとする。

3 第 1 項に規定する期間を経過した後に、履修を取りやめようとする者は、当該講義開始後別に定める期間を経過するまでに、履修登録取消願（様式第 1 号）を学長に提出しなければならない。ただし、履修取消後の追加履修登録は認めない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められる場合には、学長の承認を得てこれを変更し、又は取り消すことができる。

(履修の制限)

第 3 条 次の各号に掲げる授業科目は、履修することができない。

(1) 履修登録をしていない授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

(3) 授業時間が重複する授業科目

2 学長は、次に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。

(1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するため、特定の学生に対して履修科目を指定することが必要と認められるとき

(2) 特定の選択科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき

(受験資格取得の履修要件)

第 4 条 学則第 14 条に掲げる受験資格を取得しようとする者は、別表に定めるところにより、所要の授業科目を履修しなければならない。

(試験の時期等)

第 5 条 学則第 9 条に規定する試験（以下単に「試験」という。）の時期は、授業科目の開講学期の学期末とする。ただし、授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

2 試験は、筆記試験、レポート、実技その他の方法により行うものとする。

(試験の受験資格)

第 6 条 第 2 条の規定による履修登録を行っていない学生及び授業科目の出席時間数（島根県立大学出雲キャンパス学生通則第 15 条に規定する公欠として取り扱うものを除く。）が全時間数の 3 分の 2 に満たない学生は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第 7 条 学則第 15 条において準用する島根県立大学学則（以下「大学学則」という。）第 31 条に規定する秀、優、良、可及び不可の判定基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 秀 90 点以上
- (2) 優 80 点以上 90 点未満
- (3) 良 70 点以上 80 点未満
- (4) 可 60 点以上 70 点未満
- (5) 不可 60 点未満

2 第 10 条第 1 項ただし書に規定する再試験に合格した者の成績は、原則として 60 点とする。

(学修成果の評価)

第 8 条 履修登録をした各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という。）を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値（以下「G P A」という。）を算出する。

2 G P 及び G P A の算出方法については、別に定める。

(追試験)

第 9 条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了後 1 週間以内に医師の診断書等を添付した上で、追試験願（様式第 2 号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第 10 条 試験の結果、不可の評価を得た者に対する再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により再試験の必要が認められる場合は、学長の承認を得て再試験を受けることができる。

2 前項ただし書の規定により再試験を受けようとする者は、指定された期日までに再試験願（様式第 3 号）を学長に提出しなければならない。

(不正行為)

第 11 条 試験（第 9 条に規定する追試験及び前条に規定する再試験を含む。）において不正行為を行った者は、当該授業科目の履修が無効となるほか、学則第 15 条において準用する大学学則第 49 条の規定及び島根県立大学における学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒される。

2 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

(再履修)

第 12 条 単位を修得できなかった授業科目については、再度履修（以下「再履修」という。）をすることができる。

2 前項の規定により再履修をしようとする者は、第 2 条第 1 項の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

3 前項の履修登録を完了した科目について、学長は、授業への出席にかえて課題研究等の自己学習を行うことを指示することができる。この場合において、学長の指示に従って自己学習を行った者に対して、学長は、第 6 条の規定にかかわらず、当該再履修科目にかかる試験の受験を認めることができる。

4 第 1 項の授業科目については、第 3 条第 1 項第 3 号の規定は適用しない。

(その他)

第 13 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別科委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した者の成績評価については、従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

		単位表		時間 数	授業を行う学 期（時間数）		履修方法及び 修了要件
		必修	選択		春学期	秋学期	
助産基礎領域	基礎助産学	1		15	15		
	生殖生命倫理学	1		15	15		
	母子の心理・社会学	1		15	15		
	母子栄養	1		15	15		
	女性の健康	1		15	15		
助産実践領域	助産診断技術学Ⅰ（妊婦）	1		30	30		
	助産診断技術学Ⅱ（産婦）	1		30	30		
	助産診断技術学Ⅲ（母子）	1		30	30		
	総合助産診断技術学	3		30	30		
	妊娠期における ME 診断	1		15	15		
	新生児・乳幼児の成長と発達	1		15	15		
	周産期学Ⅰ（妊娠期の異常）	1		15	15		
	周産期学Ⅱ（分娩・産褥期の異常）	1		15	15		
	周産期救急	1		15	15		
	島根の母子保健	2		15	15		
	助産業務管理学	2		15	15		
	助産学実習	11		45		45	
	地域母子保健実習	1		45		45	
総合助産学領域	助産学研究	1		30	30		【履修方法】 選択顔目から 1単位以上を 履修。
	情報処理演習		1	15	15		
	母子の健康と代替療法		1	15		15	
合 計		33	2	450			
修了要件単位数		33	1				

履 修 登 録 取 消 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記の科目の履修登録を取消していただきますようお願いします。

記

授業科目名	
-------	--

- 注 1 履修取消することにより、登録科目が 1 科目もなくなる場合は、取消はできません。
- 注 2 履修取消した科目の代わりに、別の科目を登録することはできません。
- 注 3 必修科目の履修中止はできません。

様式第 2 号（第 9 条関係）

追 試 験 願

年 月 日

島根県立大学長 様

学籍番号
氏 名

下記の理由により試験を欠席したので、追試験を実施していただきますようお願いし
ます。

記

授業科目名	
試験を受けることが できなかった理由	

- 注 1 試験を受けることができなかった理由は、具体的に記入すること。
注 2 疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。
注 3 交通機関の突発事故等の場合は、事故証明書等を添付すること。

様式第 3 号（第 10 条関係）

再 試 験 願

年 月 日

島根県立大学長 様

学籍番号
氏 名

下記授業科目について、再試験を実施していただきますようお願いします。

記

授業科目名	
再試験の実施を必要とする理由	